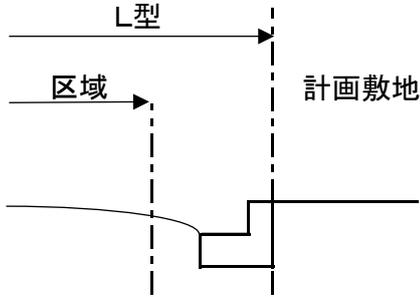


建築基準法42条1項1号道路の幅員の取扱い等について		作成(改訂)日 令和5年7月26日
関係条文	建築基準法第42条	

建築基準法第42条1項1号の道路(道路法による道路、ただし、土地区画整理事業施行区域(完成)内の道路を除く)の幅員についての考え方は原則以下のように考える。

凡例	区域…道路法上の道路区域	L型…現況のL型間の幅員
----	--------------	--------------

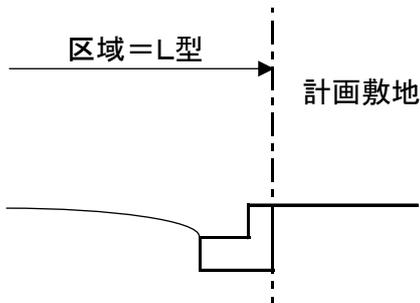
① 区域がL型よりも狭い場合



道路斜線 : 区域

容積率 : 区域

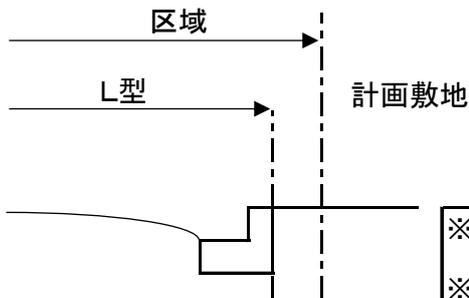
② 区域とL型が一致する場合



道路斜線 : 区域(L型)

容積率 : 区域(L型)

③ 区域がL型よりも広い場合



道路斜線 : 区域

容積率 : L型

※敷地面積を算定する際の道路境界線は区域との境となる。
 ※対面側の敷地についても同様の考え方とする。
 ※池袋本町でご計画の場合は事前に建築課窓口の地区担当までお問い合わせください。

◎ 土地区画整理事業施行区域(完成)内の42条1項1号道路について

土地区画整理事業施行区域(完成)内の42条1項1号の道路については認定幅員が設定されているため現況のL型間の幅員と多少の誤差があっても原則的に認定幅員で道路斜線、容積率の算定を行う。(認定幅員:6m、現況:6.03m・認定幅員:8m、現況:7.98mなどのような場合)
 ただし、認定幅員と現況との差が大幅にある場合は、建築課窓口での個別判断となる。(認定幅員:6m、現況:5.5mなどのような場合)

技術的助言等	
参考文献等	